

# 山梨県公報

第二千八百十三号

平成二十二年

十月二十五日

月 曜 日

## 目次

### 告示

道路の供用開始……………

六〇七

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………

六〇七

## 告示

### 山梨県告示第三百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十五日

山梨県知事

横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	大幡初狩線	大月市初狩町中初狩字子神沢二八七七番の五地先から 大月市初狩町中初狩字岩名二五一八番の一 địa先まで	五八二・〇	平成二十二年十一月一日

## 公告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十二年十月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人はびねす

2 代表者の氏名 橋田悦子

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山熊野千四十九番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、主に障害者に対してのサービスに関する事業を行い、障害者の自立支援に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年十月十八日から同年十二月十七日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番